

## やながわ工業団地に建設予定の産業廃棄物中間処理場の認可 及びバイオマス発電所の計画認定に関する意見書

2018年1月頃に福島県伊達市のやながわ工業団地の土地を事業者が取得した。その後バイオマス発電所計画の取り組みが行われてきたが、この事業者はバイオマス発電事業計画認定のガイドラインを無視し、住民に対する説明を行うことなく、計画は一方向的に進められてきた。

当初は、他地域の多くのバイオマス発電のように、間伐材を燃料とする発電であるとの認識であったが、説明がないまま2020年5月13日に、国に計画認定されたことも住民は把握していなかった。それから2か月後の同年7月9日に、初めて口頭による説明会があり、計画認定がなされていたことを知ったのは2021年の年明けだった。

2020年7月9日の最初の説明会で、事業者はバイオマス発電だけの計画説明をして、産業廃棄物中間処理施設については説明がなかった。このときの参加者の質問で、建築廃材と廃プラスチックを燃料にするため、産業廃棄物中間処理場も建設・稼働することが判明した。

住民の間には、事業者がそれまで隠ぺいしてきた態度に不信感が高まり、住民の生活の安心・安全性にかかわる大きな問題であるという考えが強まった。

2021年3月18日の二回目の説明会では、さらに不安を煽るような一方的な説明に終わり、何ら参加者(住民)が納得できるような根拠を示さないことに、住民の不安と不信感が増幅して問題はさらに大きくなり、反対の声が挙がるようになった。

2021年3月24日に、住民及び関係団体が一丸となって、「市民のくらしと命を守る会」を設立し、計画の白紙撤回を求める署名活動に取り組むことになり、現在まで8,778名の住民署名が行われている。

住民が自ら生活し、働く地域がいかにあるべきかは、住民の自己決定権に委ねられるべきことで、住民自治の基本と考える。これだけ多くの住民の意思は、地域住民の総意である。事業計画認定ガイドラインという国の制度に反し、住民からの信頼性に欠け、住民に寄り添うこともなく、当事者能力が疑われる事業者は、産業廃棄物中間処理・バイオマス発電の事業者としての資格に欠けると考えられる。

福島県伊達市梁川町住民の総意として、ご斟酌を賜るよう強く希望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

経済産業大臣	梶山	弘志	様
資源エネルギー庁長官	保坂	伸	様
東北経済産業局長	渡邊	政嘉	様
福島県知事	内堀	雅雄	様

福島県伊達市議会議長 高橋 一由